

一般社団法人 日本聴覚障害ソーシャルワーカー協会

2024年度事業計画書

1 全体方針・事業計画（2024年4月1日～2025年3月31日）

2024年度「人材育成事業」について日本財団助成金申請したが、不採決となった。

このため2024年度協会収入は会費収入のみになり、今後の事業運営・規模縮小を迫られる一年となる。今後の協会運営をどうするか会員との意見を深めてたくメールニュース・オンライン参加での意見交換の場を充実していきたい。

(1) 研修事業について

オンラインによる研修会の実施回数増を目標に、事例研究や学習会などを実施していく。

会員の協力をいただき、自分の地域で学習会開催を検討希望あれば会員自ら実施できるようにサポートしていく。

目標としては、

- ①ソーシャルワークのレベル向上を目指して社会福祉士会、精神保健福祉士協会主催の基礎研修の受講を勧め、士会と連携する研修体制を目指す。
- ②会員からの要望を踏まえて、会員ネットワーク作り、地域別の研修、地域で継続支援する体制づくりの研修、オンライン研修の機会を増やす。

(2) 総務活動

①他団体との連携・普及啓発

・一般財団法人 全日本ろうあ連盟、非営利活動法人全国聴覚障害者情報提供施設協議会、

公益社団法人 日本社会福祉士会、公益社団法人 日本精神保健福祉士協会

②講師派遣活動

③HP・メールを活用した情報発信

- ・会員メール活用工夫・寄稿等
- ・オンライン交流

④2024年度理事会 年6回予定 5/12(オンライン) 全オンライン理事会

(3) 災害相談支援事業

① 日本財団助成「能登地震被災聴覚障害者等メンタルケア事業」について

当会は2011年度の東日本大震災被災聴覚障害者支援を機に、熊本震災支援等被災地から要請があれば可能な範囲で支援してきてきた。2024年1月1日に起きた能登地震における被災者支援に関しても早急に役員間で協議を重ね日本財団と相談した。結果、5月～7月までの短期間に限定したメンタルケア事業を実施

する。現在は関東近辺の会員の協力をいただいて支援を進めている。本事業は7月中に終了予定であるが状況に応じて事業継続が必要となった場合は会員の協力の可否を確認した上で日本財団と相談する予定である。

微力ながら、今後も現地の聴覚障害者救援対策本部と相談しながら関係機関・者との協働による必要な支援を進めていく予定である。災害支援ネットワーク体制に関しては全日本ろうあ連盟及び関係団体（全通研、士協会等）から支援要請があれば早急に動ける人材養成が課題となっており、引き続き関係機関との協議を検討していきたい。

以下、参考までに実施概要を一部付記する。

<実施主体>

日本聴覚障害ソーシャルワーカー協会は、「聴覚障害者災害救援中央本部」の取り組みに協力し、現地救援対策本部および関係団体と連携し本事業を実施する。

<事業目的>

能登地震に罹災した聴覚障害者及びその支援に関わる者のうち、精神的支援や生活支援が必要な人に対して、メンタルケアを中心に、生活相談、就労相談等を行う。現地のニーズをふまえた上で必要に応じて手話言語を使用できる社会福祉士、精神保健福祉士等のワーカーを派遣し、こころのチェックリストを活用しながら、様々な生活課題を抱える聴覚障害者が地域で安心して暮らせるよう可能な範囲で、継続的に、現地本部の相談支援が機能できるよう側面的な支援を行う。

支援対象者は、石川県能登半島地域に居住する聴覚障害者及びその支援に係る者とする。

<事業期間>

2024年5月15日～ 2024年7月17日（予定） 2か月間

<事業概要>

1、 現地本部と派遣コーディネートについて

（1） 現地の担当者（被災者サポート担当）

石川県聴覚障害者災害対策本部が担当する。

<連絡先> 〒920-0964 石川県金沢市本多町3-1-10

（2） 派遣コーディネーター（以下、派遣コーデ）

日本聴覚障害ソーシャルワーカー協会聴覚サポートなかま派遣コーディネーターが担当する。

（3） 派遣ソーシャルワーカー（以下、派遣ワーカー）

派遣ワーカーは日本聴覚障害ソーシャルワーカー協会聴覚サポートなかま登録会員であり、かつ社会福祉士または精神保健福祉士等の国家資格を有する者。

2. 現地本部担当者について

(1) 現地本部の担当者は被災地のケースの状況を整理し、必要に応じて派遣コードへソーシャルワーカーの派遣を要請する。

(2) 現地本部の担当者は派遣されたソーシャルワーカーを避難所等へ案内し、被災者が安心して相談できる場を提供する。

(3) 現地本部の担当者は自ら運転、または運転する者を手配し、それに係った経費等は終了後に拠点事務局（以下、2. 参照）へ請求する。

3. 派遣拠点事務局（以下、事務局）の設置について

(1) 派遣拠点事務局を日本聴覚障害ソーシャルワーカー協会事務局におく。

(2) 事務局にソーシャルワーカーを派遣する派遣コードを配置する。

4. 派遣業務について

(1) 派遣コード

①派遣コードは協力できる派遣ワーカーの登録名簿を作成し、現地の担当者の派遣要請を受けて登録ワーカーに依頼し派遣する。

②派遣コードは必要に応じて現地活動に必要な情報を派遣ワーカーに伝える。

③派遣コードは派遣ワーカーからの問い合わせや管理業務をおこなう。

④派遣コードは派遣ワーカーからの報告書を確認し、事務局は1週間以内に交通費等を本人指定の口座に振り込む。

⑤派遣コード料は終了後に日本聴覚障害ソーシャルワーカー協会事務委託先へ支払う。

(2) 派遣ワーカー

①派遣ワーカーは聴覚障害者とコミュニケーションがとれ、聴覚障害の特性を熟知した社会福祉士または精神保健福祉士、臨床心理士、公認心理士とする。

②派遣依頼を受理したワーカーは派遣コードと相談しながら各自アクセス等を確認し、必要に応じて宿泊先を予約し、指定の場へ赴く。

③派遣ワーカーは原則として担当したケースを継続してサポートする。

④派遣ワーカーは守秘義務の許容範囲内で現地の担当者と派遣コードに報告し、支援に係る状況を共有する。

⑤派遣ワーカーは終結後 1 週間以内に記録報告を作成し、所定の交通費等請求書と共に派遣コードへ提出する。これに係る役割、費用等はなかま規程を参照。

2、 理事候補者及び監事候補者の選任について

定款第 26 条より 2024 年 6 月の定時総会の終結を持って任期満了となり、その総会において、次期役員を選任をする。

1 任期

2024(令和6)年度定期総会終了時から 2025(令和7)年度定期総会終了時まで